

# 「ワンチームとやま」連携推進本部会議 次第

日 時：令和4年1月20日（木）

午後3時～4時30分

場 所：県民会館8階バンケットホール

## 1 開 会

## 2 知事あいさつ

## 3 議 事

- (1) 令和3年度連携推進項目について
- (2) 令和4年度における協議事項について
- (3) 新型コロナウイルス対策について（報告）
- (4) 県、市町村の行政課題等について
- (5) その他

## 4 閉 会

### 配付資料

資料1 令和3年度連携推進項目の取り組み状況について

資料2 令和4年度「ワンチームとやま」連携推進本部会議における協議事項について

資料3 令和4年度本部会議年間スケジュール

資料4 新型コロナワクチンの追加接種の前倒しについて

参考資料1 認定NPO法人ふるさと回帰支援センターへの会員登録について（地方創生局）

参考資料2 若手職員地域課題解決フィールドワーク研修について（経営管理部）

## 「ワンチームとやま」連携推進本部会議出席者

### 1. 市町村等（17名）

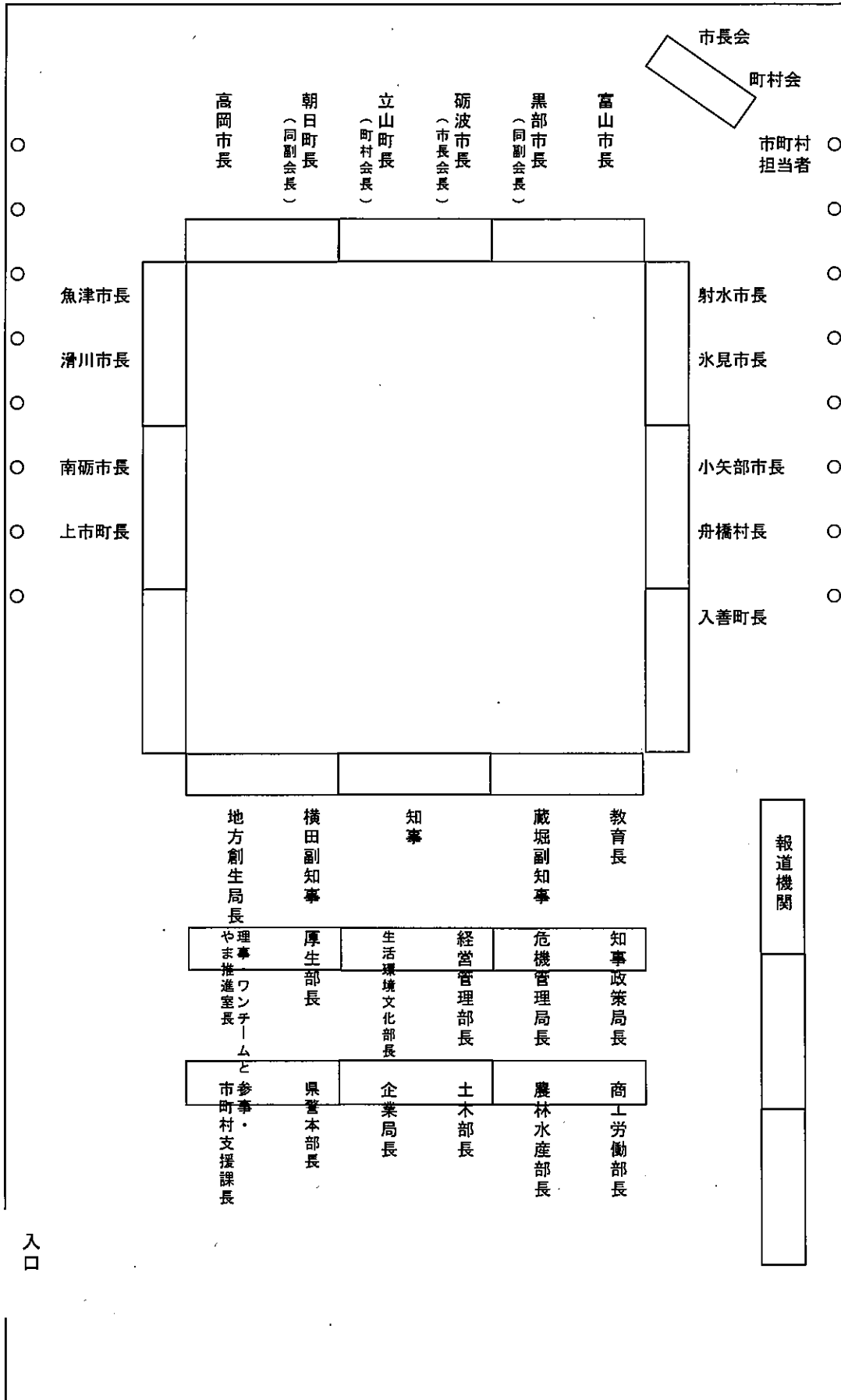
富山市長	藤井 裕久
高岡市長	角田 悠紀
射水市長	夏野 元志
魚津市長	村椿 晃
氷見市長	林 正之
滑川市長	上田 昌孝
黒部市長	大野 久芳
砺波市長	夏野 修
小矢部市長	桜井 森夫
南砺市長	田中 幹夫
舟橋村長	古越 邦男
上市町長	中川 行孝
立山町長	舟橋 貴之
入善町長	笹島 春人
朝日町長	笹原 靖直
市長会事務局長	田中 斉
町村会常務理事	竹野 博和

### 2. 県（17名）

知事	新田 八朗
副知事	蔵堀 祐一
副知事	横田 美香
教育長	荻布 佳子
県警本部長	杉本 伸正
知事政策局長	三牧 純一郎
危機管理局長	利川 智
地方創生局長	助野 吉昭
経営管理部長	岡本 達也
生活環境文化部長	出来田 肇
厚生部長	木内 哲平
商工労働部長	布野 浩久
農林水産部長	堀口 正
土木部長	江幡 光博
企業局長	今井 光雄
理事・ワンチームとやま推進室長	竹内 延和
参事・市町村支援課長	小杉 健

# 令和3年度第4回「ワンチームとやま」連携推進本部会議 配席図

日時: 令和4年1月20日(木)15時～  
 場所: 富山県民会館8階バンケットホール



## 「ワンチームとやま」連携推進本部 令和3年度連携推進項目のWG開催状況

連携項目名 (提案市町村)	WG設置区分	担当部局	WG開催状況
有害鳥獣の市町村による連携捕獲の推進 (富山市)	広域的に関係市町村が連携捕獲に取り組む体制を構築	生活環境文化部 (まとめ) 農林水産部	2/17、4/19、9/7 ※捕獲の「空白地域」解消に向けた協議(舟橋、上市、立山)) 5/17、7/12、9/1(3町村で協定締結) ※通報エリア設定に向けた氷見市と石川県側隣接4市町との協議 5/26、7/16、9/24(設定完了) ※10/6:農林水産省概算要求等に関する情報共有(市町村等)
県単医療費助成制度のあり方検討 (富山市、射水市、黒部市)	①-1 子ども医療費(現物支給化)	厚生部	5/14、10/14(副市町村長級検討会)
	①-2 " (助成制度)		
	②障がい者医療費助成		5/12、8/6、10/18
ゼロカーボンシティ富山の実現 (魚津市、南砺市)	・地球温暖化対策の実施 ・脱炭素施策の推進 ・温室効果ガス排出量を実質ゼロ	知事政策局	4/27、5/20、8/19、10/21、2月予定
防災・危機管理体制の連携・強化 (富山市、高岡市、砺波市)	①避難所などの広域的な利用による効率的な避難所の運営	危機管理局	2/19、4/26 防災担当課長会議 7/21 5市、8/24 10市町村
	②被災地支援をワンチームで取り組める体制の整備	厚生部	4/30、8/17、10/20、1/17
	③災害廃棄物処理の円滑な広域的処理	生活環境文化部	4/28、8/10、11/24(訓練)、2/4予定
	④効果的な除排雪を行う体制の整備	土木部	4/28、10/12:道路除雪担当者会議 ※上記会議以外に、各土木センター・事務所単位で市町村と協議を実施
自治体行政のデジタル化 (射水市、氷見市、砺波市)	・AI・RPA等の共同導入による経費削減等 ・自治体の基幹系業務システムの統一・標準化 ・マイナンバーカードの利活用による県内サービスの統一化等	知事政策局 (まとめ) 地方創生局 厚生部	2/25・8/17・10/14・1/6:IT担当課長会議 3/26:情報担当課長会議 4/26・6/25・8/4・11/5:マイナンバー会議 4/27・5/25・6/29・7/27・8/31・9/28・10/13・10/26・11/2・11/30・12/9・12/21:クラウド関係会議も活用し協議

# 連携事項名 有害鳥獣の市町村による連携捕獲の推進 (連携推進項目での協議を終了)

提案市町村: 富山市

県担当課: 自然保護課、農村振興課

## ◎ R3年度の取り組み結果と今後の方向性

項目	令和3年度の取り組み成果の概要等	R4年度からの取り組み(被害対策会議等で個別の進行管理)
●クマ等による人身被害防止対策の推進	①出没への対応や人身被害等に関する市町村間の情報共有 ⇒4・9月 被害防止対策会議(年2回)開催 随時 出没案件やその対応等の情報共有	出没への対応や人身被害等に関する市町村間の情報共有の継続 ⇒4・9月 被害防止対策会議(年2回)開催 随時 出没案件やその対応等の情報共有
	②出没情報通報エリアの設定と運用 ⇒8月 県内全市町村で設定完了 ⇒9月 氷見市は石川県隣接4市町との通報エリアの設定完了(9/24)	運用及び運用結果に基づくエリアの見直し(随時)
	③捕獲の「空白地域」の解消 ⇒9月 捕獲組織のない舟橋村での出没に備え、舟橋村がクマ出没時の応援について上市町及び立山町と協定を締結(9/1) ※上記締結を踏まえ、県は上市町及び立山町の捕獲隊員に対して舟橋村を対象区域とする捕獲を許可(9/15)	運用及び運用結果に基づく見直し(随時)
	④デジタル技術活用の推進 ⇒9～3月 クマ出没の検知・通報へのAI等の活用について、県が先導的に実証実験を実施し、その結果を市町村に提供することで広域的な活用を推進	県提供の情報も参考に各市町村においてデジタル技術活用を推進(適宜)
●イノシシによる農作物被害防止対策の推進	①鳥獣被害防止に関する情報共有 ⇒富山県農作物鳥獣被害防止対策連絡協議会等の開催(4/19、10/6)	適宜、連絡協議会等を開催するとともに、被害防止計画の作成や国交付金の手続き等を通し、県内の対策や国の動向等について情報を共有
	②侵入防止柵の点検・管理 ⇒農林振興センターと市町村が連携し、チェックリストを配布するとともに点検等の研修会を開催(魚津、富山、小矢部、砺波、南砺で実施)	農林振興センターと市町村が連携し、地域ぐるみによる侵入防止柵の点検・管理を継続
	③侵入防止新技術実証 ⇒農林振興センター毎に農道等における侵入防止新技術の簡易型テキサスゲートの効果を検証(魚津、上市、小矢部、砺波で実施)	侵入防止や捕獲に関するICT等新技術の効果的な事例について、県や地域協議会が実証事業等を行いながら知見を共有し、県内へ普及
	④ジビエ利活用の推進 ⇒豚熱陰性が確認されたイノシシ肉の出荷を再開する体制を構築(12月末時点で5事業者が出荷を再開)	飲食店や一般消費者へのPRや、とやまジビエのブランド化に向けて関係者等と連携し、需要拡大に向けたキャンペーンを展開
	⑤効率的な処分方法の検討 ⇒微生物で分解を行う減容化施設を11月に視察(福井県大野市)	各市町村が必要に応じて捕獲イノシシの処分方法を検討

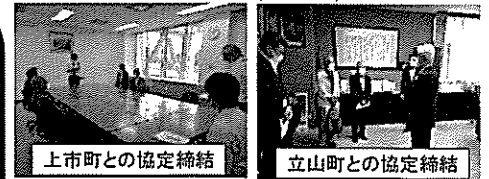
## 令和3年度連携項目の主な取り組み実績と成果について (有害鳥獣の連携捕獲の推進)

### 連携項目名(施策) クマ等による人身被害防止対策の推進

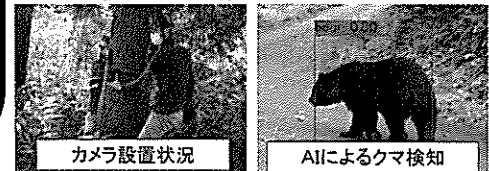
#### 概要

- 出没情報通報エリアの設定と運用
  - 県内全市町村で設定(8月設定完了)
  - ※通報実績: 11件
  - 氷見市が、石川県隣接4市町と通報エリア設定(9月設定完了)
- 捕獲の「空白地域」の解消
  - 舟橋村がクマ出没時の応援について上市町及び立山町と協定を締結(9/1締結)
- デジタル技術活用の推進
  - 県が市町村の協力を得て様々な場所でカメラを設置するなどしてクマ出没の検出・通報の実証実験を実施。
  - ※10～12月4市で実験を実施(今後、市町村へ実験結果をとりまとめ、情報提供)

#### 捕獲の空白地帯の解消(舟橋村)



#### デジタル技術活用の推進



#### 連携のポイント・成果

- 出没情報通報エリアの設定により、住民の安全確保に向けた市町村の初動体制が強化された。
- 関係市町村の連携により、「捕獲の空白地域」解消が実現した。
- 市町村のクマ被害対策におけるデジタル技術の活用効果等の情報が少ないなか、県が先導的に実証実験を行うことで市町村のクマ被害防止へのDX加速が図られている。  
※一部市町村で新年度のデジタル技術活用に向けた予算化を検討

# 連携事項名 県単医療費助成制度のあり方検討 (連携推進項目での協議を終了)

提案市町村: 富山市、射水市、黒部市

県担当課: 健康課、子ども支援課、高齢福祉課、障害福祉課、厚生企画課

## ◎ R3年度の取り組み結果と今後の方向性

項目	令和3年度の取り組み成果等(見込み含む)	令和4年度以降の取り組み(担当者会議等で個別の進行管理)
<b>【子ども医療費関係】</b>		
●子ども医療費助成における県内全域での現物給付の検討	R4.4月からの県内全域での現物給付化を決定 ・県・市町村から関係団体への説明、協力依頼 ・関係団体・医療機関・住民への周知 ・所要の要綱、条例等の改正	R4.4月から県内全域での現物給付を実施
●子ども医療費助成制度のあり方の検討	県の助成制度の拡充を決定 ・対象年齢(通院)を未就学児までに拡充 ・所得制限の撤廃	R4.4月から子ども医療費の助成対象を拡充
<b>【障がい者医療費関係】</b>		
●後期高齢者医療費の自己負担割合引き上げへの対応	65歳以上重症度に係る助成割合を決定(見込み)	決定した内容で助成を実施
●重症度助成の支給方法の検討	償還払いの13市町村においては、償還払いから脱却し、「現物給付」又は「自動償還払い」への移行に向けた検討を決定	分科会の枠組みのもとに設けた実務担当者WG(R3.12設置済み)において、より詳細に支給方法について検討するとともに、審査支払機関、医療機関等との調整を行っていく。
●軽度助成のあり方の検討	令和4年度以降の継続実施を決定	助成の実施

## 令和3年度連携施策の主な取り組み実績と成果について (県単医療費助成制度のあり方検討)

# 連携項目名(施策) 子ども医療費助成制度の拡充

### 概要

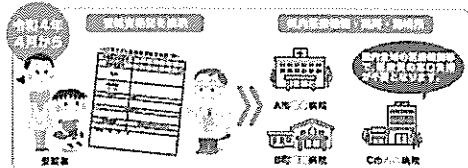
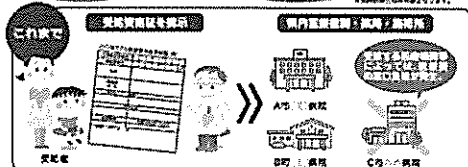
- 子ども医療費助成の対象を拡充
  - ・対象年齢(通院)を、3歳児 → 未就学児までに拡充  
※入院については、従来どおり未就学児までを対象
  - ・所得制限あり → 所得制限を撤廃
- 県内全域での現物給付の実施
  - ・令和4年4月から、対象地域を県内全域に拡大

### 連携のポイント・成果

- 会議での市町村からの子ども医療費助成制度の意見等を踏まえ、医療費助成の対象を拡充した。
- 市町村と連携・協力して、関係団体等への説明や周知に取り組み、県内全域での現物給付化を実現した。

### 子ども医療費助成の受給者の皆様へ

令和4年4月1日から  
子ども医療費の窓口負担が無料\*となる  
地域が富山県内全域に拡大されます。



※医療費助成の対象となる医療機関は、各自治体のホームページ等でご確認ください。  
 ※医療費助成の対象となる医療機関は、各自治体のホームページ等でご確認ください。  
 ※医療費助成の対象となる医療機関は、各自治体のホームページ等でご確認ください。

自治体	医療費助成の対象となる医療機関	お問い合わせ先
富山県	県立富山病院	0776-67-3423
富山県	富山県立総合医療センター	0776-23-2010
富山県	富山県立総合医療センター	0776-31-9479
富山県	富山県立総合医療センター	0776-464-1121
富山県	富山県立総合医療センター	0776-212-1111
富山県	富山県立総合医療センター	0776-462-9999
富山県	富山県立総合医療センター	0776-72-1822
富山県	富山県立総合医療センター	0776-83-1100

# 連携事項名 ゼロカーボンシティ富山の実現

(令和4年度協議継続)

提案市町村:魚津市、南砺市

県担当課:カーボンニュートラル推進課

## ◎ R3年度の取り組み結果と今後の方向性

項目	令和3年度の取り組み成果等(見込み含む)	令和4年度以降の取り組み(連携推進項目として協議継続)
現状及び再エネポテンシャルの把握・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー導入ポテンシャル情報や市町村別温室効果ガス排出量の把握方法について情報共有</li> <li>県再生可能エネルギービジョンの改定に向け、市町村と連携して施策等に取り組めるよう、情報共有・意見照会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー導入ポテンシャルや温室効果ガス排出量等の「見える化」</li> <li>県・市町村での地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画の策定等への活用</li> </ul>
先進的な情報等の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村の取組み事例、地球温暖化対策推進法改正や地域脱炭素ロードマップ策定への対応状況等について情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県・市町村の取組み事例、改正法に基づく促進区域やロードマップに基づく先行地域、補助金等に関する情報等について、メーリングリスト等も活用し共有</li> </ul>
市町村間の広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数市町村の連携事業について協議</li> <li>県再生可能エネルギービジョンの重点プロジェクト等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携事業について協議を深化しつつ可能なものから実施</li> <li>県・市町村が、改定後の県再生可能エネルギービジョンの施策等を含め、民間企業を巻き込んだ取組みを推進</li> </ul>
住民・事業者向けの共同啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>とやま環境フェアへの共同出展、一斉省エネデーの共同啓発、次年度の共同啓発事業を協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村連携による啓発活動の実施</li> <li>ポータルサイトの開設等</li> </ul>

## 令和3年度連携項目の主な取り組み実績と成果について(ゼロカーボンシティ富山の実現)

### 連携項目名(施策) 再エネポテンシャル等の情報共有や共同啓発の協議

#### 概要

- 再エネポテンシャル等の把握や情報共有
  - 再エネポテンシャルや温室効果ガス排出量の把握方法や県・市町村の取組み事例等について情報共有
- 住民・事業者向け共同啓発の実施
  - とやま環境フェアへの出展、一斉省エネデーの啓発を共同で行うとともに、今後の啓発事業等について協議



先進的な情報の共有

共同啓発の協議

#### 連携のポイント・成果

- 国からの情報共有や県・市町村間の情報共有の迅速化のため、新たに県・市町村担当者のメーリングリストを作成するなど、連携強化を図った。
- 住民・事業者向けの共同啓発事業等について、県・市町村が共同で企画・実施することにより、効果的・効率的に推進した。

# 連携事項名 防災・危機管理体制の連携・強化 (連携推進項目での協議を終了)

提案市町村: 富山市、高岡市、砺波市

県担当課: 防災・危機管理課、厚生企画課、環境政策課、建設技術企画課、道路課

## ◎ R3年度の取り組み結果と今後の方向性

### 【広域避難関係】

項目	令和3年度の取り組み成果等(見込み含む)	令和4年度以降の取り組み (訓練事前打合等で個別の進行管理)
● 各市町村、区域に応じた実践的な訓練の実施	県総合防災訓練の実施完了(8/1) (滑川市から上市町へ避難する想定で図上訓練を実施)	引き続き県総合防災訓練において、広域避難を想定した訓練を実施
	県国民保護訓練の実施完了(11/10) (富山市から高岡市及び立山町へ避難する想定で図上及び実動訓練を実施) 県原子力防災訓練の実施(11/23) (氷見市から南砺市へ避難する想定で図上及び実動訓練を実施)	引き続き県国民保護訓練、県原子力防災訓練において、広域避難を想定した訓練を実施
● 災害の種類や避難の態様(一時避難、中長期の避難等)に応じた避難方法の検討	検討会の開催(15市町村参加) (各市町村で想定している広域避難について情報共有し、可能な範囲で避難者を受け入れることを相互に確認)	必要に応じて県・関係市町村で具体的な避難方法、避難ルート、避難所の運営などについて意見交換等を実施

### 【被災者支援関係】

項目	令和3年度の取り組み成果等(見込み含む)	令和4年度以降の取り組み (自治体行政のデジタル化の一項目として進行管理)
●被災者生活再建支援システムの共同調達	・被災者生活再建支援システム共同導入等に係るWGの開催(8/17)、システムの例示を実施 ・各市町村にて導入の是非の検討 ・予算提示、ロードマップについて市町村に提示(10/20) ・(11月)民間システム導入参加意思確認アンケートの実施 ・(12月)内閣府のシステム説明会への参加 ・(1月～)導入システム等について検討継続	・大規模災害が発生した際に迅速な被災者支援を実施できるよう、罹災証明書発行までに至る業務を一元化したシステムを自治体で共同導入し、業務の効率化を図る。 ・導入システムの選定 ・システム調達、運用開始 ・(調達次第)システム活用のための研修会を開催

## 令和3年度連携施策の主な取り組み実績と成果について (防災危機管理体制の連携・強化)

### 連携項目名(施策) 広域的な避難体制の整備

#### 概要

- 各市町村、区域に応じた実践的な訓練の実施
  - ・県が実施する各種防災訓練等における広域的な避難を想定した訓練の実施
    - 総合防災訓練(図上訓練: 8月)、国民保護訓練(11月)、原子力防災訓練(11月)
- 災害の種類や避難の態様に応じた避難方法の検討
  - ・市町村で想定している広域的な避難について情報共有し、対応を検討する会議を開催
    - 地域別に7月と8月の2回開催



国民保護訓練: 富山市から高岡市へ艦艇で避難



原子力防災訓練: 氷見市から南砺市(ヘリオス)へ避難

#### 連携のポイント・成果

- 広域的な避難が必要となるような災害が発生した場合に、各市町村において、可能な範囲で他市町村からの避難者を受け入れることを相互に確認。



◎ R3年度の取り組み結果と今後の方向性

【災害廃棄物関係】

項目	令和3年度の取り組み成果等(見込み含む)	令和4年度以降の取り組み(訓練、研修等の場で個別の進行管理)
●広域的処理体制、連携方法の検討、共有	災害廃棄物に関する情報収集・連絡、協力・支援などの初動対応の方法をマニュアル化 (2月のWGで内容を再確認、共有予定)	状況の変化に応じて、随時情報を更新し、共有を実施
●施設情報、事業者情報の共有	市町村・一部事務組合の廃棄物処理施設及び一般廃棄物許可事業者の情報をリスト化 (1月に情報共有済み)	
●仮置場候補地の選定に向けた情報共有	WGで国の手引き等による仮置場候補地の選定の考え方、県内先進市での選定事例等の共有 (8月のWGで情報共有済み)	
●災害廃棄物に関する訓練の実施	市町村・一部事務組合、民間事業者が参加する災害廃棄物の仮置場の設置・運営訓練(風水害想定)の実施 (11月に実施済み)	初動対応や仮置場の設置・運営に係る訓練(地震想定)を予定 市町村・一部事務組合、民間事業者が参加

連携項目名(施策) 災害廃棄物の円滑な広域的処理

概要

- 広域的処理体制、連携方法の検討・共有
  - ・情報収集、協力・支援などの初動対応のマニュアル化、廃棄物処理施設・事業者のリスト化・共有
- 災害廃棄物に関する訓練の実施
  - ・災害廃棄物の仮置場候補地の選定に向けた情報共有、仮置場の設置・運営に係る訓練の実施



仮置場の設置・運営に係る訓練の様子

連携のポイント・成果

- 災害時の県、各市町村・一部事務組合間の円滑な連携のため、災害廃棄物処理に関する共通のマニュアルを協議・作成した。
- 市町村・一部事務組合、民間事業者が参加のもと、仮置場の設置・運営に係る実地訓練を初めて実施し、具体的な作業を確認した。

◎ R3年度の取り組み結果と今後の方向性

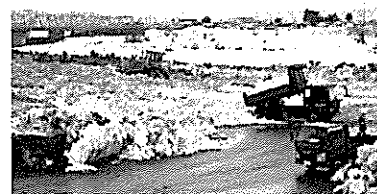
【除排雪関係】

項目	令和3年度の 取り組み成果等(見込み含む)	令和4年度以降の取り組み (市町村担当者会議等で個別の進行管理)
●雪捨て場の新設 及び共同利用化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同利用化する雪捨て場の抽出</li> <li>・共同利用に向けたルールの策定</li> <li>・除雪計画への位置付け</li> <li>・共同利用開始</li> </ul>	雪捨て場の利用状況を検証し、見直し検討 雪捨て場の共同利用のルール見直し
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪捨て場の新設箇所の抽出</li> <li>・占用手続き等の必要手続きの実施</li> <li>・除雪計画への位置付け</li> <li>・運用開始</li> </ul>	雪捨て場の利用状況を検証し、更なる新設を 検討 雪捨て場の新設
●連携除雪区間の 拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携除雪の拡大箇所の抽出</li> <li>・除雪企業間の除雪路線の調整</li> <li>・除雪機械やオペレータの確保</li> <li>・除雪計画への位置づけ</li> <li>・連携除雪の実施</li> </ul>	連携除雪の実施状況を検証し、更なる拡大を 検討 連携除雪区間の拡大

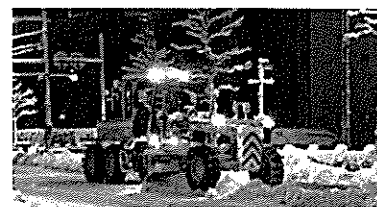
**連携項目名(施策) 県・市町村の連携除排雪の推進**

概要

- 雪捨て場の新設及び共同利用化
  - ・共同利用化する雪捨て場の抽出から、ルールの策定、除雪計画への位置づけまでを11月までに完了
  - 5箇所新設+新たに共同利用12箇所、全66箇所へ
- 県・市町村の連携除雪区間の拡大
  - ・連携除雪の拡大箇所の抽出から、除雪企業間の除雪路線の調整、機械やオペレータの確保、除雪計画への位置づけなどを11月までに完了
  - 26区間拡大し、全62区間で実施



共同雪捨て場 (富山市有沢)



連携除雪 (富山市安住町)

連携のポイント・成果

- 各土木センター・事務所が各市町村との協議を綿密に行い、円滑な除排雪の実施体制を整備した。

# 連携事項名 自治体行政のデジタル化 (令和4年度協議継続)

提案市町村:射水市、氷見市、砺波市、滑川市

県担当課:デジタル化推進室、ワンチームとやま推進室、厚生企画課

## ◎ R3年度の取り組み結果と今後の方向性

項目	令和3年度の取り組み成果等(見込み含む)	令和4年度以降の取り組み(協議継続)
①DX・働き方改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(6月)第1回DX・働き方改革推進本部の設置</li> <li>・(11月)行政のDX推進を含む基本方針及びアクションプランを策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・アクションプランに基づき、市町村と連携しながらDX・働き方改革を推進する。</li> <li>・PDCAサイクルを通じて、常に進捗管理しながら、状況を共有する。</li> </ul>
②電子入札システムの共同調達・共同利用(県・11市町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(6月)プロポーザル審査会を実施し、業者選定</li> <li>・(7月)契約締結、システム構築に向けたキックオフ会議を開催</li> <li>・(7月～)令和4年7月運用開始に向け、電子入札システム部会を定期的に開催し、システムの要件を定めるとともに、進捗状況を確認(月1～2回)</li> <li>・(3月)入札参加者向け説明会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町村が共同調達・共同利用を実施することにより、経費節減を図る。</li> <li>・4月から試行・仮運用</li> <li>・7月から本格運用</li> </ul>
③AI・RPAの共同導入(13市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(9月)RPAの共同導入に関する協定を締結</li> <li>・(10月～)軽自動車税や税収納等の業務効率化に資するRPAの試行・仮運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行してRPAを導入し、成功している市町村の事例を参考にして、他の市町村に横展開を図る。</li> <li>・4月から各市町村で本格運用</li> <li>・AIの共同導入を検討</li> </ul>
④基幹系業務システムの標準化(14市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(7月)総務省が手順書を公表</li> <li>・(現在)業務フローや機能・帳票要件等について、現行システムとの比較分析を行い、運用上の課題を整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度末までに、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するための準備を進める。</li> <li>・国が策定する標準仕様と比較分析し、課題と対応案を整理</li> <li>・外字等の文字データ移行作業</li> </ul>

項目	令和3年度の取り組み成果等(見込み含む)	令和4年度以降の取り組み(協議継続)
⑤自治体の行政手続のオンライン化(マイナンバーカードを用いて「びったりサービス」からのオンライン手続を可能に)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(7月)総務省が手順書を公表</li> <li>・(9月)総務省が標準仕様書を公表</li> <li>・(10月～)市町村が費用対効果等を勘案しながら、「びったりサービス」からの申請を受け付ける手順・仕様を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て・介護関係の26手続について、マイナンバーカードを用いて「びったりサービス」からのオンライン手続を可能にする。</li> <li>・令和5年4月からの運用開始に向けて、システム環境・機能を確認し、運用の流れを再確認</li> <li>・必要に応じて、各手続の事務運用マニュアルを整備</li> </ul>
⑥被災者生活支援システムの共同調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(8月)被災者生活再建支援システム共同導入等に係るWGを開催、システムを例示</li> <li>・各市町村にて導入の是非の検討</li> <li>・(10月)費用、ロードマップについて市町村に提示</li> <li>・(11月)民間システム導入参加意思確認アンケートの実施</li> <li>・(12月)内閣府のシステム説明会への参加</li> <li>・(1月～)導入システム等について検討継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害が発生した際に迅速な被災者支援を実施できるよう、罹災証明書発行までに至る業務を一元化したシステムを自治体で共同導入し、業務の効率化を図る。</li> <li>・導入システムの選定</li> <li>・システム調達、運用開始</li> <li>・(調達次第)システム活用のための研修会を開催</li> </ul>
⑦マイナンバーカードの普及・利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(10月～)申請サポート隊の派遣を開始</li> <li>・(11月～)市町村と連携し、県内のショッピングセンター等において、取得促進イベントを開催</li> <li>・(4月、11月)マイナポイントの申込等に関する新聞広報</li> <li>・(2月～)マイナポイント(第2弾)に関する広報を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続きマイナンバーカードの普及・利活用促進に取り組む。</li> <li>・効果的な取得促進策、広報等を実施</li> </ul>
⑧ICTに関する職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(8月)特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置研修会の開催</li> <li>・(9月)(11月)(2月)基幹系業務システムの標準化・共通化に関する研修会の開催</li> <li>・(2月)マイナンバー制度に関する研修会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き市町村のニーズに対応した研修を実施</li> <li>・総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度等を活用して、効果的な実践に即した研修会を開催</li> </ul>
⑨データ連携基盤の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会の設置に向け、課題整理や委員選定、検討事項整理等を実施</li> <li>・(10月)第1回検討委員会を開催し、データ連携基盤のあり方等について検討</li> <li>・(2月頃)第2回検討委員会を開催し、データ連携基盤のあり方について提言をとりまとめる予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会の提言を踏まえ、データ連携基盤の整備に向けて取り組む。</li> <li>・データ連携基盤の整備内容やデータ利活用の取組内容について県と市町村で協議</li> </ul>

## 連携項目名(施策)

### 電子入札システムの共同調達・共同利用

#### 概要

- 電子入札システムの共同調達・共同利用  
(県・11市町)
- ・電子入札システムのクラウドサービスを県と市町村が共同で調達し、共同のポータルサイトを立ち上げ運用する。

- R3. 6 県・市町村と共同でプロポーザルを実施
- R3. 7 契約締結
- R3. 12 仕様確定
- R4. 3 入札参加者向け説明会の開催
- R4. 7～運用開始  
(富山市など一部の市はR5. 4運用開始)



ペーパーレス

応札者のコスト低減

業務効率向上

入札品質の向上

#### 連携のポイント

- 令和4年7月からの運用開始に向けた準備が着実に進行

## 連携項目名(施策)

### マイナンバーカードの普及・利活用促進

#### 概要

- マイナンバーカード取得促進イベント等の開催  
・各市町村独自の取組みに加え、県もカード取得促進に協力
- 申請サポート隊の派遣  
・マイナンバーカードの申請手続のサポートを行う「申請サポート隊」を企業や団体等へ派遣  
(1月7日現在、34社727人申請済)
- 取得促進のためのPR  
・各市町村による広報に加え、全県を対象とした広報を実施



マイナンバーカード取得促進イベントの様子  
(射水市)

#### 連携のポイント

- 県・市町村の連携により、マイナンバーカードの交付率が上昇  
(R3. 1. 1時点 22. 7% (全国27位) ⇒ R4. 1. 1時点 41. 7% (全国10位))

## 連携項目名(施策) ICTに関する職員研修

### 概要

- ICTに関する職員研修の開催（県・15市町村）

開催日	テーマ
8月3日	特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置
9月28日	自治体DXの推進～情報システム標準化に向けてやるべきこと～
11月9日	自治体情報システムの標準化・共通化
2月17日	自治体職員のためのマイナンバー
2月28日	住民記録システムの標準化・共通化



### 連携のポイント

- 市町村のニーズに対応し、県・市町村職員を対象とした実践的な研修を実施

# 令和4年度「ワンチームとやま」連携推進本部会議における協議事項について

資料2

## 1. 連携推進項目

● 1年間（年度）を通して、県と市町村が連携して取り組むべき重要事項についてワーキンググループでの議論を踏まえて本部会議で協議（市町村からの提案のあったテーマの中から選定）

### 【R4年度の連携推進項目】（案）

- 1 ゼロカーボンシティ富山の実現（R3年度からの継続）  
（提案市町村：魚津市、南砺市）
- 2 自治体行政のデジタル化（R3年度からの継続）  
（提案市町村：射水市、氷見市、砺波市）
- 3 農林水産物等の輸出促進に向けた連携・強化（R4年度新規項目）

[詳細次ページ](#)

・選定理由：農林漁業者の所得向上や担い手育成に向け、輸出に取り組む事業者の掘り起こしや販路開拓支援などを連携して行う必要がある。

## 2. その他想定される個別課題

●市町村と連携して解決すべき喫緊の課題、情報共有や個別の検討を必要とする政策課題などについて、必要に応じて協議・報告

### 【令和4年度に想定される個別課題】

新型コロナウイルス対策、公共施設のあり方など

# 連携事項名 農林水産物等の輸出促進に向けた連携・強化

提案市町村:富山市

対象市町村:全市町村

県担当課:農林水産企画課

## ○目標(目指す姿)

- 県産農林水産物の知名度やブランド力の向上による、県民が誇れる県産農林水産物としての定着、農林漁業者・加工業者の所得向上及び地域経済の活性化

## ○現状と課題

### 現状

- 国内消費が減少する中、農林漁業者・加工業者等の販路の一つとして、輸出の取組を支援することが重要。
- 販路開拓に関しては、県でも輸出プラットフォームの形成やWEBマッチング支援などを進めている。

### 課題

- 農林漁業者の所得向上や担い手育成に向け、販路開拓は、一部の市町村同士が連携しているものの、県や各市町村が個別に事業者支援やPRを行っているため、効果が限定的となっている。

## ○具体的連携施策

### 具体的手段

- 県と市町村が、地域商社を中心とした輸出プラットフォームの形成に向けた準備検討やWEBマッチング支援事業などに一体となって取り組み、事業者の掘り起こしや販路開拓支援などを行う。

### 効果

- より生産者に近い市町村と連携することにより、海外の消費者ニーズによりマッチした農林水産物の掘り起こし
- 県産農林水産物の知名度とブランド力の向上
- 農林漁業者・加工業者の所得の向上

## 「ワンチームとやま」連携推進本部 年間スケジュール（案）

令和2年度	R 3. 1. 10	※雪害対策への協力に関する臨時会議（WEB）
	R 3. 1. 19	「ワンチームとやま」連携推進本部会議設置
	R 3. 2. 22	※新型コロナワクチン接種に関する臨時会議（対面+WEB）
令和3年度	R 3. 5. 14	※新型コロナワクチンの高齢者向け接種等に関する臨時会議（WEB）
	R 3. 6. 4	第1回本部会議の開催
	R 3. 8. 31	第2回本部会議の開催（WEB）
	R 3. 10. 29	第3回本部会議の開催
	R 3. 12. 8	※新型コロナウイルス対策に関する臨時会議（WEB）
	R 4. 1. 20	第4回本部会議の開催
令和4年度	R 4. 5月中旬	R4 第1回本部会議の開催 ① 令和4年度連携推進項目の取り組み内容等の報告 ② “ スケジュール
	R 4. 8月下旬	R4 第2回本部会議の開催（WEB） ① 連携推進項目の取り組みの進捗状況等の報告
	R 4. 10月下旬	R4 第3回本部会議の開催 ① 連携推進項目の取り組み結果の中間報告 ② 次年度の連携推進項目の取り扱いについて ※一定の方向性が出たものがあれば入れ替えを検討
	R 5. 1月下旬	R4 第4回本部会議の開催 ① 令和4年度連携推進項目の取り組み結果報告 ② 新年度の取り組み方針・項目の協議・決定



## 新型コロナワクチンの追加接種の前倒しについて

○当初示されていた追加接種の接種間隔（令和3年11月16日付国事務連絡）

- ・初回接種（2回接種）の完了から原則8カ月以上

○これまでの前倒しの方針（令和3年12月17日付国事務連絡）

- ・医療従事者及び高齢者施設の入所者等は、接種間隔を2カ月前倒しし、6カ月に短縮できる
- ・2月以降は、その他の一般の高齢者も、接種間隔を1カ月前倒しし、7カ月に短縮できる

○新たな前倒しの方針（令和4年1月13日付国事務連絡）

令和4年3月以降、

- ・高齢者については、接種間隔を2カ月前倒しし、6カ月に短縮できる

（医療従事者等、高齢者施設等の入所者等の一定の完了が見込まれた段階で令和4年3月を待たずに実施することを検討）

- ・その他一般の者（職域含む）については、接種間隔を1カ月前倒しし、7カ月に短縮できる

（一般高齢者の一定の完了が見込まれた段階で令和4年3月を待たずに実施することを検討）

# 新型コロナワクチンの追加接種の前倒しについて

## ○県特設会場の対応

- ・国の前倒し方針を踏まえ、設置日をさらに前倒し・接種日の拡充

	これまでの予定（1/14発表済み）	前倒し後
設置日	2月5日（土）～	<u>1月29日（土）～</u>
会場・ 2月までの の日程	○県東部会場（富山空港ターミナルビル） 2/5（土）、2/12（土）、2/19（土） 2/26（土）  ○県西部会場（ホテルニューオータニ高岡） 2/26（土）	○県東部会場（富山空港ターミナルビル） <u>1/29（土）</u> 、 2/5（土）、2/12（土）、 <u>2/13（日）</u> 、 2/19（土）、2/26（土）、 <u>2/27（日）</u>  ○県西部会場（ホテルニューオータニ高岡） <u>1/29（土）</u> 、 <u>2/13（日）</u> 、2/26（土）、 <u>2/27（日）</u>
対象	2/5、2/12、2/19の富山会場は、高齢者施設の入所者・従事者等を優先	高齡者施設の入所者・従事者等 <u>一般の高齡者（2回目接種から7か月経過した方）</u>

 各市町村におかれては、迅速な接種に向け、さらなる前倒しへのご協力をお願いしたい。

# 追加接種のワクチン供給計画

1月13日厚労省  
記者ブリーフィング資料

国は以下の前倒しに必要なワクチンを自治体に供給する。

- ①a) 本年1月から、医療従事者等（約600万人）、b) 高齢者施設等入所者等（約900万人）の接種間隔を2カ月前倒し
  - ②c) 本年2月から、その他高齢者（約1,700万人）の接種間隔を1カ月前倒し
  - ③c) 本年3月から、その他高齢者の接種間隔を更に1カ月前倒し、d) 一般・職域（約5,500万人）も1カ月前倒し
- ※目途が立った自治体では、市中にある未使用ワクチンなども活用して、②・③についてさらに前倒しを行う。

追加接種のタイミング (2回目接種時期)		R3.12月 (R3.3月,4月)	R4.1月 (R3.5月)	R4.2月 (R3.6月)	R4.3月 (R3.7月)	R4.4月 (R3.8月)	R4.5月 (R3.9月)	R4.6月 (R3.10月)	R4.7月 (R3.11月)
医療従事者等		← 2か月前倒し可							
			← 2か月前倒し可						
高齢者	高齢者施設等利用者	← 2か月前倒し可							
	その他			← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可
一般	高齢者施設等従事者	← 2か月前倒し可							
	その他				← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可
職域					← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	← 1月前倒し可	

以下、参考資料

## ○接種間隔の前倒しに伴う政府の発言

(1月11日 岸田文雄首相 ぶら下がり会見)

ワクチンについては、1月・2月に山場を迎える3,100万人を対象とする3回目接種の前倒しについて、各都道府県における大規模接種会場の設置や、接種場所のさらなる確保などを通じて、ペースアップを要請いたします。めどが立った自治体は、市中にある全国900万回分の未使用ワクチンなども活用して、高齢者接種をさらに前倒しいたします。さらに3月以降は、今般追加確保したモデルナ1,800万人分を活用して、一般分についても前倒しをいたします。

(1月13日 後藤茂之厚労相 ぶら下がり会見)

追加接種の前倒しについて、具体的に、本年1月から医療従事者等約600万人、高齢者施設等の入居者約900万人の接種間隔を6ヶ月、本年2月からその他高齢者1,700万人の接種間隔を7ヶ月に加えて、今回、本年3月からその他高齢者の接種間隔を6ヶ月に、一般の方や職域会場では7ヶ月と短縮をいたします。

(1月14日 堀内詔子ワクチン担当相 記者会見)

本日追加接種用となる3,650万回のワクチンについて、都道府県への割当を決定し、その配送手続等について都道府県にお示しいたしました。(中略)これにより接種の対象となる1億人の方の85%となる約8,500万回のワクチンを4月4日の週までに配送することになってまいります。

事務連絡  
令和4年1月13日

記

各 { 都道府県  
市町村  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに  
新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「12月事務連絡」という。）において、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等（12月事務連絡の1.（1）①及び②に掲げる者をいう。以下同じ。）並びにその他の高齢者（以下「一般高齢者」という。）に対して、初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）の完了から8か月以上の経過を待たずに接種を実施する場合の取扱い等についてお示ししました。今般、オミクロン株の感染拡大が懸念される中で、昨年末に追加購入した武田/モデルナ社ワクチンも活用し、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合について、更なる整理を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

については、本事務連絡及び12月事務連絡の内容について十分御了知及び関係機関等への周知の上、各対象者が追加接種可能となる時点での接種の実施に努めていただくようお願いいたします。追加接種を速やかに実施していただくために必要となる事項について「追加接種の速やかな実施について」（令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において依頼・周知したので、併せてご確認ください。

なお、先般、当室から12月事務連絡を踏まえた各市町村の取組状況についてアンケートを実施させていただきましたが、本事務連絡を踏まえ、今後も取組状況について適宜、調査させていただきますので、ご了解願います。

1. 一般高齢者に対する追加接種の接種間隔について

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、一般高齢者に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること。

ただし、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から6か月以上経過している一般高齢者に対して、令和4年3月を待たず追加接種を実施することを検討すること。その際には、新型コロナワクチンの供給スケジュールに変更はないことに留意して接種を進めること。

2. その他の者に対する追加接種の接種間隔について

市町村及び地域接種を実施する企業・大学等は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者を除く者（以下「その他の一般の者」という。）に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること。

ただし、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から7か月以上経過しているその他の一般の者に対して、令和4年3月を待たず、追加接種を実施することを検討すること。その際には、新型コロナワクチンの供給スケジュールに変更はないことに留意して接種を進めること。

以上

## ※別添省略

事務連絡  
令和4年1月13日

各 都道府県  
市町村  
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

### 追加接種の速やかな実施について

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「12月事務連絡」という。）及び「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）」（令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「1月事務連絡」という。）において、初回接種（1回目、2回目接種をいう。以下同じ。）の完了から8か月以上の経過を待たずに接種を実施する場合の取扱い等についてお示ししています。

今般、追加接種の対象者に対して、速やかに追加接種を実施するために留意すべき事項を整理しましたので、下記のとおりお知らせいたします。本事務連絡の内容について十分御了知の上、関係機関等への周知をお願いいたします。なお、今後も追加接種の取組状況について適宜調査させていただきますので、ご了承ください。

## 記

### 1. 追加接種の進捗に関する情報等について

追加接種を速やかに行っていたりするための基礎数値として、本日から厚生労働省のホームページにおいて、12月事務連絡及び1月事務連絡に基づく接種間隔の短縮を踏まえた各都道府県における各月の接種対象となり得る人数並びに各都道府県における追加接種の接種実績及び配布したワクチンの数を公表する。各自治体におかれては、こうしたデータを参考とし、追加接種の速やかな実施を

図ること。

特に12月事務連絡に基づき早期の追加接種を行った医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等については、接種券なしでの追加接種が行われている場合や、ワクチン記録接種システム（VRS）への入力を市町村において行っている場合に、VRSへの接種実績の登録が随時行われなかったことがあるが、追加接種の実績が早期に登録されるよう、医療機関等に対する呼びかけや、市町村における登録の実施等により早期の登録を図ること。

なお、今後、新型コロナワクチンをより効率的に配分するため、こうした追加接種の実績等も踏まえ、未接種の新型コロナワクチンを多く保有していると考えられる都道府県には、4月以降に使用する分の配分について調整を行う場合があることに留意すること。

### 2. 大規模接種会場の設置等について

都道府県においては、大規模接種会場を設置すること等により、市町村における追加接種が速やかに実施されるよう、積極的な支援を図ること。また、「追加接種（3回目接種）の実施に向けた大規模接種会場の確保等について」（令和3年12月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に基づき、追加接種を実施するための体制の構築に引き続き取り組むこと。

### 3. 接種券の発行等について

追加接種を受けることを希望する者が、速やかかつ円滑に接種を受けられるよう、12月事務連絡及び1月事務連絡の内容を踏まえ、接種券を発送すること。具体的には、既に接種券を発送済みである場合を除き、各市町村の接種体制も踏まえ、1月事務連絡に掲げる医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者については初回接種の完了から6か月が経過した段階で、また、その他の一般の者（1月事務連絡に掲げるその他の一般の者をいう。以下同じ。）については初回接種の完了から7か月が経過した段階で早期に接種を受けることができるよう、接種券を発送すること。これまでお示ししている考え方とおり、今次の接種間隔の短縮においても、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、初回接種から7か月以上が経過した者に次いで、初回接種から6か月以上が経過した者にできるだけ多く接種を進めること。なお、接種券を早期に送付したことに伴い、その他の一般の者が結果的に初回接種の完了から6か月以上7か月未満の間隔で接種を受けた場合にも予防接種法上の予防接種として認めることとする。

追加接種の実施時まで市町村から接種券が接種対象者に到達していない場合には、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新

型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)の内容に従って、追加接種の事務を実施すること。

#### 4. 新型コロナウイルスワクチンの融通等について

追加接種を受けることを希望する者が、速やかに接種を受けられるよう、接種会場間の新型コロナウイルスワクチンの融通等に関する調整に改めて遺漏なきを期すこと。

なお、追加接種に用いるワクチンについては、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンを合わせて、希望する者に対して十分な数量を確保していることから、初回接種と同種のワクチンによる追加接種を希望する者については、結果として初回接種からの接種間隔が長くなることも考えられる。このため、「追加(3回目)接種に使用するワクチンについてのお知らせ」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)の体制確保について(その3)」の別添資料)等を使用して交互相種の安全性と効果について情報提供を進めるなど、必要な取組みを行うこと。

#### 5. 追加接種の速やかな実施に当たって参考となる取組みの事例について

追加接種を速やかに実施していただくに当たって参考となるよう、一部自治体の取組みの事例を別添のとおりまとめたことから、積極的に活用すること。

以上



## 認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センターへの会員登録について（お願い）

県では、これまでも市町村と連携して県外から本県への移住や UIJ ターンの促進に取り組んできたところですが、先に開催された「くらしたい国、富山」推進本部会議にて、委員より、移住の一層の促進のために、県内全 15 市町村がふるさと回帰支援センターに会員登録し、県内がワンチームとなって取組みを推進するようご提案がありました。

つきましては、市町村での会員登録を積極的に検討いただきますようお願いいたします。

### 1 認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センターについて

地方暮らしや UIJ ターン希望者のサポートのため、地域の情報の提供及び各種移住相談を実施し、都市と農村の橋渡しによって地方の再生、地域活性化を目指した組織

- ・理事長：高橋 公氏
- ・自治体会員数：（正会員）439 （賛助会員）24
- ・年会費：（正会員）5万円 （賛助会員）3万円
- ・主な事業：移住相談の実施、HP・情報誌での情報提供  
ふるさと回帰フェアの開催  
移住セミナーの実施 など

### 2 団体会員登録の特典

- ・ふるさと回帰フェアでの相談コーナー・物産コーナーへの出展
- ・ふるさと回帰支援センター共催でのセミナー等の開催
- ・地域イベント情報等のチラシのセンターへの設置
- ・ふるさと回帰支援センターWEB マガジンへのイベント情報の掲載
- ・移住相談者へのイベント情報等の DM の送付 など

### 3 県内市町村加入状況

正会員：富山県（専属相談員配置）、高岡市、魚津市、氷見市、黒部市、南砺市、立山町、朝日町

賛助会員：射水市、小矢部市

令和4年1月20日  
人 事 課

## 若手職員地域課題解決フィールドワーク研修について

## 1. 経緯

複雑化・多様化する行政課題に対応するため、組織や地域の枠を超えて、多様な主体と連携・協働し、地域課題の解決に取り組む職員（いわゆる、越境人材・共創型人材）を育成していく必要がある。

そのため、県では、一般財団法人地域活性化センターと地方創生人材育成に係る連携協定を締結し（令和3年12月16日）、本協定に基づき、県内自治体の若手職員による地域課題解決フィールドワーク研修を行う。

## 2. 研修内容・スケジュール

【R3年度（0期）】：課題解決の思考法を理解するためのインプット研修（全3回）

※対象者：県・市町村の若手職員

（入庁5年目程度から30代の職員を想定）

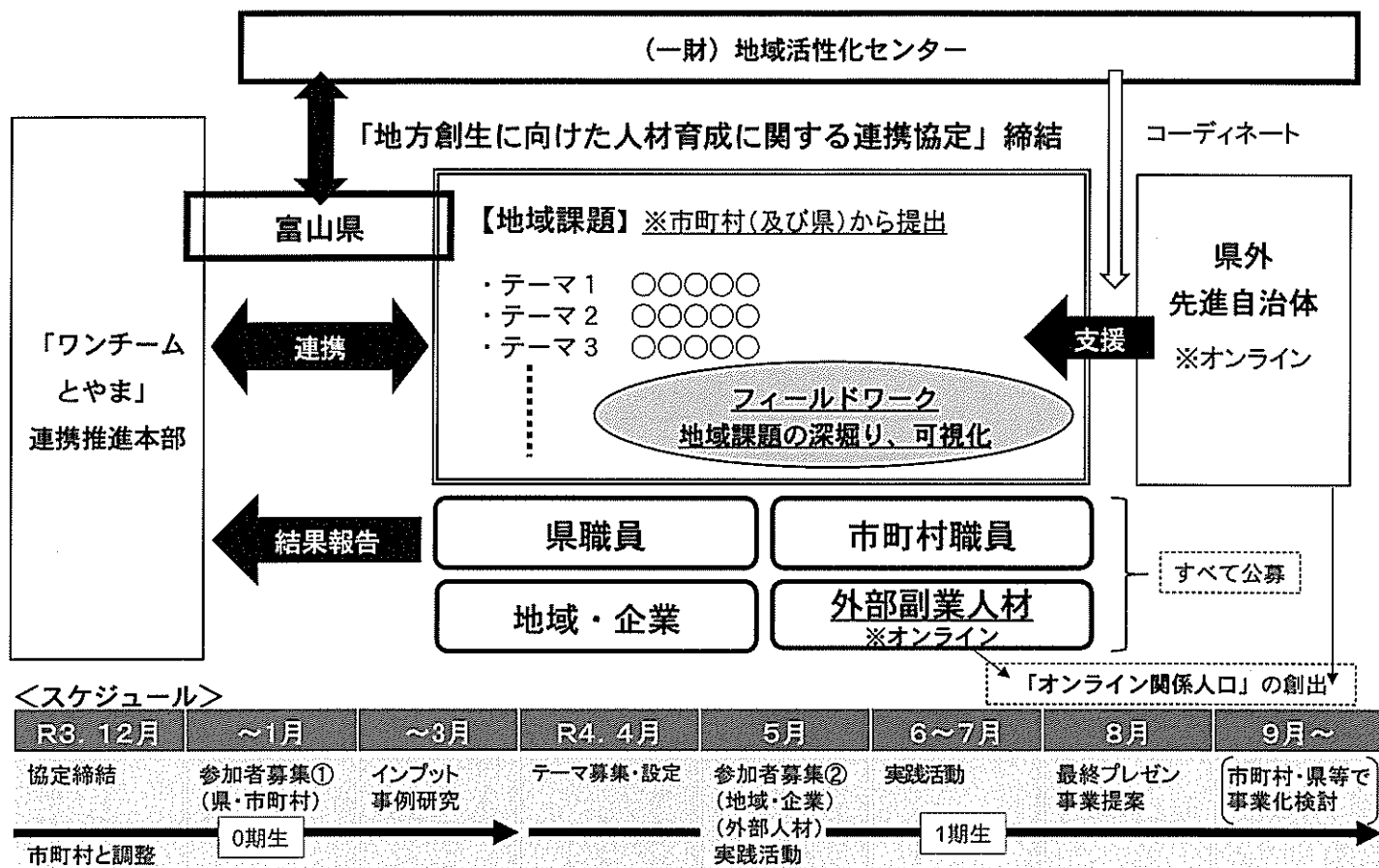
【R4年度（1期）】：0期生及び外部副業人材等がチームを編成し（約3チーム）、

市町村（及び県）から提出された地域課題に対し、フィールドワークを通して解決策を立案・プレゼン

期間	日時	内容
0期 (R3年度)	R3. 12. 16	地域活性化センターとの連携協定締結
	～R4. 1. 21	参加者募集①（県、市町村）
	R4. 1. 31～R4. 3	インプット研修、特別講演、事例研究（全3回）
1期 (R4年度)	R4. 4	地域課題募集・設定
	R4. 5	参加者募集②（外部副業人材等）
	R4. 5～8	実践活動（コワーキングスペースや実際の地域課題の現場での活動）
	R4. 8	最終プレゼン（知事等）、課題提出元団体への事業提案

## 3. 研修イメージ図

別紙のとおり



若手職員地域課題解決フィールドワーク研修について

R3年度 ◆参加者募集① (県職員、市町村職員のみ)  
(0期)

◆インプット (学習) ※地域活性化センターと連携

- 課題解決フレームワーク(思考法)の理解
- 特別講師による講演
- 事例研究(思考法の実践)

思考の武器(ツール)を習得

フィールドワークの一環として、アンケート調査の実施・集計を行う

R4年度 ◆テーマ募集・設定  
(1期)

チームに課題解決策の検討を依頼するイメージ

市町村(及び県)が実際に抱えている課題を提出

◆参加者募集② (地域住民・企業、外部副業人材等)

活動の場として、コワーキングスペース等を活用

◆実践活動(3~4か月)

知事等と一緒にフィールドワーク(1回)

テーマに関する先進自治体が活動を支援(アドバイス)

課題整理 → 仮説立案 → 仮説検証(3回程度) → 解決策立案  
→ プレゼン → 課題提出市町村(及び県)に事業提案

